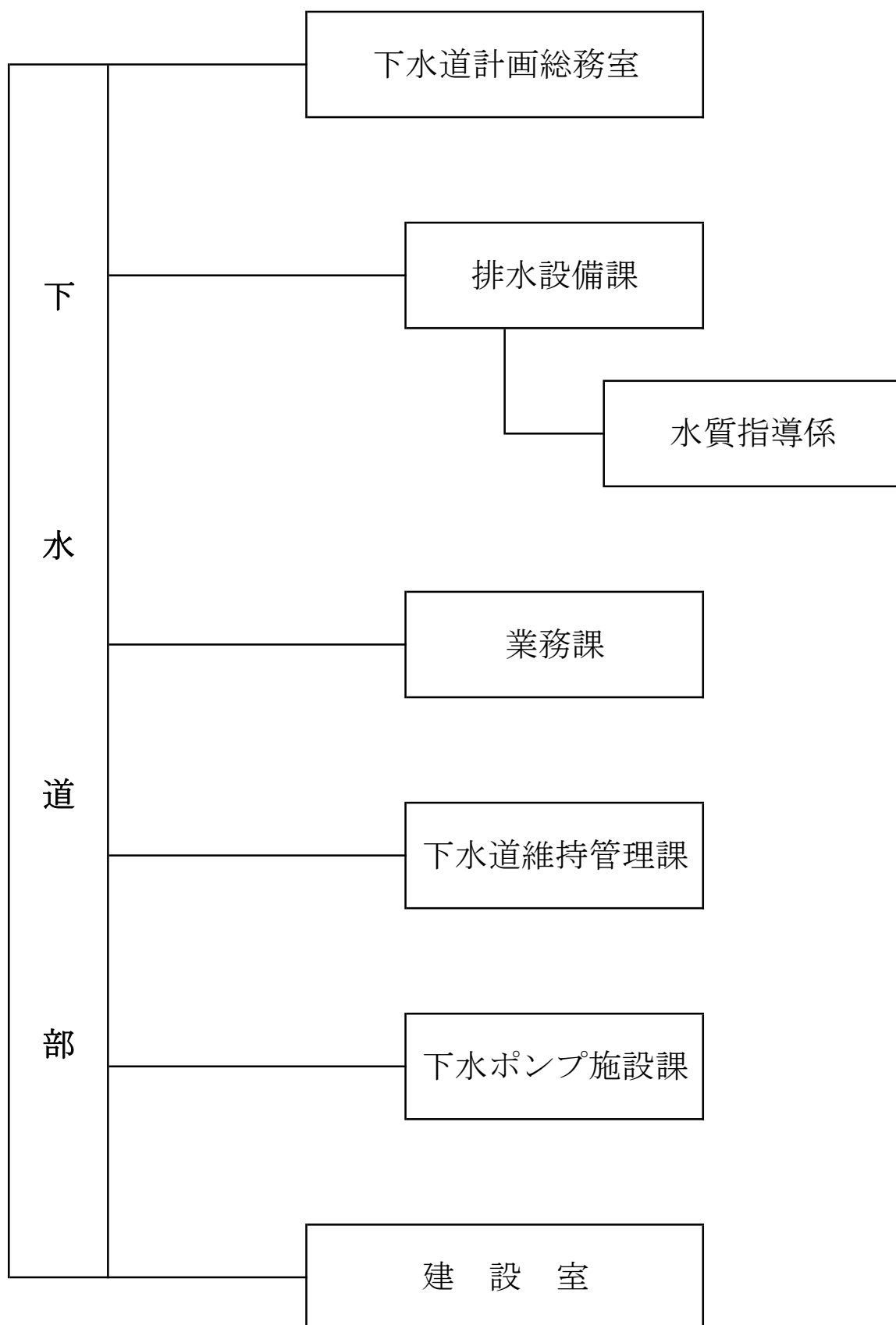


第 7 章

職制・機構

1. 下水道部の機構



2. 所管事務

下水道計画総務室

- (1) 下水道事業に係る財政計画及び資金計画に関すること。
- (2) 下水道事業に係る予算原案、財務諸表及び決算書の作成に関すること。
- (3) 下水道事業に係る執行計画及び配当に関すること。
- (4) 下水道事業に係る企業債及び一時借入金に関すること。
- (5) 下水道事業に係る業務及び計理状況の報告に関すること。
- (6) 消費税の申告及び納付に関すること。
- (7) 下水道部に係る物品の出納、管理及び処分に関すること。
- (8) 下水道事業に係る購入物品の検査に関すること。
- (9) 下水道事業に係る協会等との連絡調整に関すること。
- (10) 部の庶務に関すること。
- (11) 広報に関すること。
- (12) 議会に関すること。
- (13) 他の室、課等の主管に属しないこと。
- (14) 下水道の企画並びに計画の策定及び調査に関すること。
- (15) 下水道の計画決定及び事業認可に関すること。
- (16) 流域下水道事業の連絡調整に関すること。
- (17) 公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域の設定に関すること。
- (18) 受託工事の決定に関すること。
- (19) 文書及び物品の收受、発送及び保存に関すること。
- (20) 公印、文書の管理及び秘書事務に関すること。
- (21) 告示及び公告に関すること。
- (22) 管理規程の制定、改廃の審査及び例規集に関すること。
- (23) 訴訟、裁判上の和解、民事上の調停及び重要な不服申立ての総括に関すること。
- (24) 給与制度その他労働条件及び労働組合に関すること。
- (25) 職員の給与及び福利厚生に関すること。
- (26) 職員の健康管理に関すること。
- (27) 公務災害及び労働安全衛生に関すること。
- (28) 職員の研修及び人材育成に関すること。
- (29) 職員の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他身分に関すること。
- (30) 職員の人事記録の管理及び勤務成績の評定に関すること。
- (31) 自動車(原動機付自転車及び自転車を含む。)の集中管理、事故処理、損害保険に関すること。
- (32) 物品の購入及び修繕の契約に関すること。
- (33) 工事請負契約に関すること。
- (34) 建設工事に係る設計業務委託契約(別に定める額を超えるものに限る。)に関すること。
- (35) 上下水道局業者審査委員会等に関すること。
- (36) 工事の設計及び設計変更の審査に関すること。
- (37) 工事用購入資材の検査に関すること。
- (38) 工事の検査に関すること。
- (39) 工事及び施設補修の執行の監理の審査に関すること。
- (40) 収入及び支出の事務審査に関すること。
- (41) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (42) 出納金融機関及び収納金融機関に関すること。

排水設備課

- (1) 供用及び処理開始地区の未水洗家屋実態調査に関すること。
- (2) 水洗化の勧奨及び水洗化阻害事由の解消に関すること。
- (3) 水洗化に係る広報広聴及び苦情相談に関すること。
- (4) 水洗化に係る関係課との調整に関すること。
- (5) 水洗便所の改造に係る助成金及び貸付金の審査に関すること。
- (6) 私道等排水設備の新設改良に係る助成金の審査に関すること。
- (7) 排水設備(処理区域外のものを含む。)の新設等に係る指導及び検査に関すること。
- (8) 指定工事業者及び責任技術者に関すること。
- (9) 開発行為等に係る下水道施設の協議に関すること。
- (10) 開発行為等に伴う下水道法(昭和33年法律第79号)第16条の工事並びにその他の下水道工事の承認に係る審査及び指導に関すること。
- (11) その他水洗化に関すること。
- (12) 所管に係る購入物品の検査に関すること。
- (13) 他の係の主管に属しないこと。

- (14) 下水道法に基づく特定施設の設置等の届出及び東大阪市下水道条例(昭和42年東大阪市条例第63号)に基づく排水設備等の計画の確認(除害施設の設置等に係るものに限る。)に関するこ
- (15) 公共下水道区域内における工場、事業場排水の規制及び除害施設の指導に関すること。
- (16) 公共下水道区域内における下水の水量及び水質の調査に関すること。

業務課

- (1) 公共下水道受益者負担金(以下この課の事務分掌において「負担金」という。)に係る計画及び調整に関すること。
- (2) 水洗便所改造助成金(以下この課の事務分掌において「助成金」という。)及び水洗便所改造資金貸付金(以下この課の事務分掌において「貸付金」という。)の決定及び交付に関するこ
- (3) 負担金、下水道使用料(以下この課の事務分掌において「使用料」という。)に係る審査請求並びに助成金、貸付金に係る異議申立ての処理に関すること。
- (4) 使用料に係る計画及び調整に関すること。
- (5) 負担金及び使用料制度の啓発に関すること。
- (6) 供用開始による実態調査に関すること。
- (7) 負担金及び使用料の賦課及び調定に関すること。
- (8) 負担金、使用料及び貸付金の償還金の徴収に関すること。
- (9) 負担金、使用料及び貸付金の償還金の督促及び催告に関すること。
- (10) 委託に関すること。
- (11) 負担金、使用料及び貸付金の償還金の繰上徴収、滞納処分及び交付要求に関すること。
- (12) 負担金、使用料及び貸付金の償還金の滞納処分の停止及び不納欠損処分に関すること。
- (13) 納付組合に関すること。
- (14) 負担金、使用料及び貸付金の償還金の収入整理並びに下水道事業会計に係る歳入集計に関すること。
- (15) 負担金、使用料及び貸付金の償還金の過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (16) 負担金の納期前納付に対する報奨金の交付に関すること。
- (17) 負担金、使用料及び貸付金の償還金の附帯金並びに負担金の前納金の調定に関すること。
- (18) 負担金及び使用料の納入証明並びに貸付金の償還証明に関すること。
- (19) 所管に係る購入物品の検査に関すること。

下水道維持管理課

- (1) 下水道台帳の整備に関すること。
- (2) 下水道の供用及び処理開始に関すること。
- (3) 下水道施設の管理及び調査に関すること。
- (4) 開発行為等に伴う下水道施設の引継ぎに関すること。
- (5) 下水道施設の継続占用の申請等に関すること。
- (6) 下水道敷の明示及び占用に関すること。
- (7) 下水道敷の不法占用物件の調査及び除去に関すること。
- (8) 下水道敷の公用廃止に関すること。
- (9) 砂防関係の報告の徴収等に関すること。
- (10) 下水道事業に係る不動産の登記に関すること。
- (11) 所管に係る購入物品の検査に関すること。
- (12) 下水道施設の維持補修に関すること。

下水ポンプ施設課

- (1) 下水道ポンプ場(農業用ポンプ場を含む。次号において同じ。)及びマンホールポンプの維持管理の総括に関すること。
- (2) 下水道ポンプ場の新設改良に関すること。
- (3) 下水道ポンプ場の運転操作に係る河川及び水路の防災管理に関すること。
- (4) 所管に係る購入物品の検査に関すること。

建設室

- (1) 公共下水道工事の設計、施工及び監理に関すること。
- (2) 公共下水道工事の施工に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 下水道の設計基準に関すること。
- (4) 公共下水道事業の補助金の申請等に関すること。
- (5) 公共下水道工事に係る移設補償に関すること。

3. 職員配置表

平成28年3月31日 現在

所属		事務職員	技術職員	合計
下水道部	下水道計画総務室	7	9	16
	排水設備課	2	11	13
	業務課	7	1	8
	下水道維持管理課	0	10	10
	下水ポンプ施設課	0	10	10
	建設室	0	18	18
合計		16	59	75

※ 管理者・局長・再任用職員を除く。

4. 勤続年数別職員構成

平成28年3月31日 現在

区分 勤続年数	事務職員		技術職員		合計		
	男	女	男	女	男	女	計
1年～5年未満	2	0	15	1	17	1	18
5年～10年未満	2	0	1	1	3	1	4
10年～15年未満	0	0	6	0	6	0	6
15年～20年未満	1	2	7	2	8	4	12
20年～25年未満	1	1	7	0	8	1	9
25年～30年未満	1	0	7	0	8	0	8
30年～35年未満	2	0	8	1	10	1	11
35年以上	4	0	2	1	6	1	7
合計	13	3	53	6	66	9	75

※ 管理者・局長・再任用職員を除く。

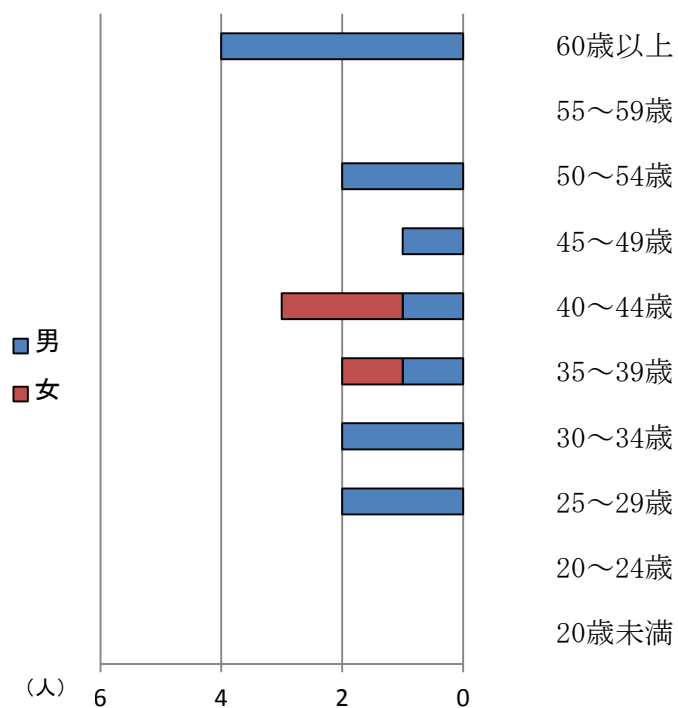
5. 年齢別職員構成

平成28年3月31日 現在

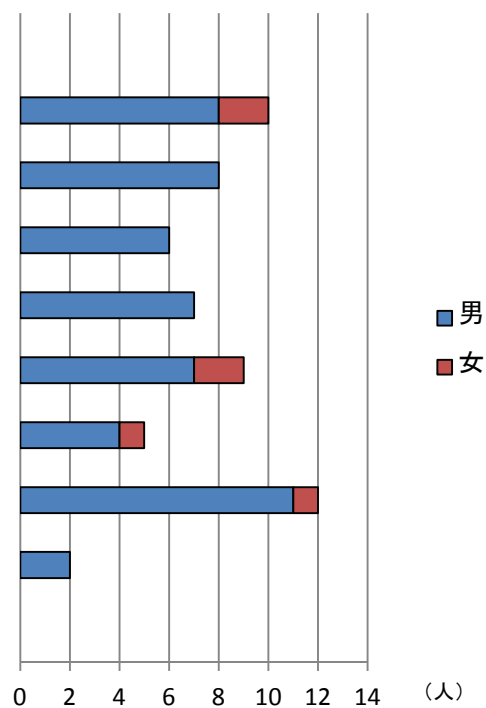
区分 年齢	事務職員		技術職員		合計		
	男	女	男	女	男	女	計
20歳未満	0	0	0	0	0	0	0
20～24歳	0	0	2	0	2	0	2
25～29歳	2	0	11	1	13	1	14
30～34歳	2	0	4	1	6	1	7
35～39歳	1	1	7	2	8	3	11
40～44歳	1	2	7	0	8	2	10
45～49歳	1	0	6	0	7	0	7
50～54歳	2	0	8	0	10	0	10
55～59歳	0	0	8	2	8	2	10
60歳以上	4	0	0	0	4	0	4
合計	13	3	53	6	66	9	75

※ 管理者・局長・再任用職員を除く。

事務職員



技術職員



下水道企業職員全体

